

上越市定住促進奨学金の返還について【令和8年度版】

●はじめに

上越市定住促進奨学金は、将来にわたり市内での定住を促すことを目的として、通学に要する経費をお貸しする制度です。このたび、皆さんへの貸付期間が終了しましたので、今後、返還していただくこととなります。返還に当たっては、返還期間中において、市内に居住しながら就業している場合、返還額の3分の2相当額を免除します。皆さんの生活に応じた返還方法をお選びいただき、納期に合わせた返還について、ご理解いただきますようお願いいたします。

●奨学金の返還方法

(1) 返還開始日

貸付終了の翌月から数えて6か月を経過した後の月から返還開始となります。
(例:3月に貸付が終了した場合は10月から返還)

(2) 返還期間

4年以上16年以内で返還してください。
ただし、借用期間に応じて選択できる返還年数が異なりますので、下表をご覧ください。

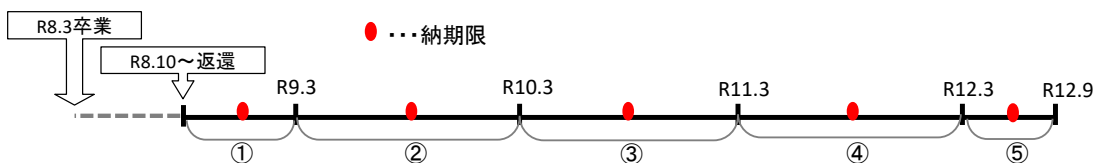
借用期間	返還年数 ※いずれかを選択
2年以下	4年 / 6年 / 8年
2年を超え 3年以下	6年 / 9年 / 12年
3年を超える	8年 / 12年 / 16年

(3) 返還方法

返還明細書(第8号様式)で年賦・半年賦・月賦返還のいずれかを選択していただきます。
詳細は、下表をご覧ください。

割賦方法	返還回数 (返還期間が4年の場合)	返還期日
年賦 (年1回)	5回(返還開始が年度当初の場合は4回) ※3月に貸付終了の場合、返還開始が年度途中の10月から始まることから、4年分を5回に分けて返還いただきます。 (下図参照)★	毎年9月末日 ※ただし、初年度は12月末日、 最終年度は6月末日 (下図参照)★
半年賦 (半年に1回)	8回	毎年6月末日と12月末日
月賦 (毎月1回)	48回	毎月末日 ※ただし3月は19日

★返還は年度単位です。返還開始が10月の場合は、年賦であっても初年度と最終年度は実質半年分のお支払いとなるため、返還回数は返還年数+1年となります。
(例:4年間の年賦の場合、返還回数は5回)



(4) 納入方法

原則として、口座振替（自動引き落とし）による返還をお願いします。

※ただし、特別な事情がある場合は納入通知書による返還も可能ですので、事前にご相談ください。

◆口座振替について

- ・以下の①と②の2種類の方法がありますので、いずれかの手続をお願いします。
- ・割賦方法に応じて、ご指定の口座から自動的に引き落とします。
- ・振替手数料は無料です。

①「上越市市税等口座振替依頼書」による手続

「上越市市税公口座振替依頼書」を郵送しますので、必要事項を記入の上、振替を希望する金融機関（支店は問いません）に提出していただきます。

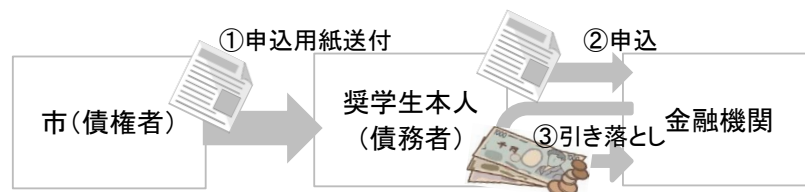
②「上越市Web口座振替受付サービス」による手続

パソコンやスマートフォンなどからインターネットで行えるため、金融機関の窓口に向く必要はありません。詳しくはこちらをご確認ください。⇒



《対応金融機関》

第四北越銀行
八十二長野銀行
大光銀行
富山第一銀行
上越信用金庫
新井信用金庫
新潟県信用組合
糸魚川信用組合
新潟県労働金庫
えちご上越農業協同組合
新潟県信用漁業協同組合連合会
ゆうちょ銀行



【注意事項】

- ・振替できなかった場合、**再振替は行いません**。後日郵送する納入通知書にて返還してください。
- ※納入通知書は**コンビニエンスストアや郵便局での払い込みはできません**。
- 上記の**金融機関の窓口**または**市役所多文化共生課、南・北出張所**でお支払いいただくことになります。

(5) 返還猶予

次に該当する場合は、願い出により奨学金の返還を猶予することができます。希望する場合は、「上越市定住促進奨学金返還猶予願(第9号様式)」に必要事項を記入のうえ、下記の書類を添えて提出してください。猶予期間は、原則、当該事由が継続する期間とします。願い出を受付後、審査し、結果を通知します。

願い出の事由		証明書の種類	発行者
災害又は傷病によるもの	災害	罹災証明書(罹災月から12か月以内)	市区町村長(自然災害)、消防署長(火災)
	傷病	診断書(発行から2か月以内) ※就労困難の記載があること ※加療開始期又は発症時期の記載があること	医師・病院長
その他やむを得ない事由によるもの	在学・留学	在学証明書又は入学許可書 ※外国の大学等の場合は日本語訳を添付すること	大学校長等
	産前・産後・育児休業	休業証明書 ※休業中の給与、休業期間、休業事由が明記されていること	勤務先
	無職・未就職	求職受付票(ハローワークカード等)の写し 又は求職活動中であることが分かる書類の写し (いずれも発行から4か月以内)	ハローワーク、求職先等
	その他	個別にご相談ください。	

(6) 返還免除

次に該当する場合は、願い出により奨学金の一部の返還を免除することができます。希望する場合は、「上越市定住促進奨学金返還免除願(第11号様式)」に必要事項を記入のうえ、下記の書類を添えて提出してください。願い出を受付後、審査し、結果を通知します。

願い出の事由	証明書の種類
【2/3減免の適用】 返還期間中に当市に居住し、かつ就業している	現況届(第13号様式)

【注意事項】

- ・免除願の効力の範囲は、願い出のあった年度以降の返還額となります。ただし、**繰り上げ返還分については適用されません。**
- ・免除しようとする額に1,000円未満の端数がある場合は当該端数を切り捨てた額を免除します。
- ・**一度免除が決定しても、その後要件を満たさなくなった場合は免除を停止するほか、虚偽の申告等、悪質とみなした場合は免除を取り消します。その場合、免除額の全部または一部の返還を請求します。**
- ・免除は年度単位で決定するため、年度の途中で転職等により市外へ転出した場合、当該年度の4月に遡って免除した分を返還していただくこととなります。
- ・延滞している場合は返還免除の対象になりません。延滞している場合、延滞を解消してから願い出てください。
(例: 令和7年度返還分を延滞していて、その状態が令和8年度も継続している場合、令和8年度返還分の免除はできません)

(7) 繰り上げ返還

奨学金は、いつでも全額または一部を繰り上げて返還することができます。希望される場合はご連絡ください。

【注意事項】

- ・(6)のとおり、**繰り上げ返還分については返還免除が適用されませんのでご注意ください。**

(8) 返還を滞納した場合

奨学金の返還を延滞した場合は、状況に応じて以下のとおりとなります。返還が難しい状況に陥った場合は、事前にご連絡ください。

◎延滞金の発生

正当な理由がなく奨学金の返還を怠った場合は、延滞元金に年14.5パーセントの割合を乗じて得た額を、返還期日の翌日から延滞している日数に応じてお支払いいただきます。

※ただし、延滞金の額が100円未満のとき及び100円を超える延滞金の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます

※うるう年も、年365日当たりの割合として算出します

◎催促など

本人に対し、文書又は電話等による催促を行います。それでもなお返還されない場合は、連帯保証人や保証人へ請求・催促を行います。

最終的に、民事訴訟法による法的措置を執らせていただくこともあります。その場合、手続にかかった費用は全額返還者の負担となります。

(9) 申請内容に変更が生じた場合

本人又は連帯保証人又は保証人の氏名・住所その他の重要な事項に変更があった時、もしくは各種願い出の内容に変更が生じた時は、すみやかにご連絡ください。

※報告が遅れると、ご自身が不利益を被る場合があります。また、報告が遅れた際は、必要に応じて「遅延理由書(任意様式)」を提出いただく場合もありますのであらかじめご了承ください。